

平成 21 年 3 月

居住者各位

神奈川県住宅供給公社

「県公社のたより」第 4 号における訂正について

日ごろから、公社業務にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、3 月 15 日付発行の標記広報紙において、誤りがありましたので、下記のとおり訂正するとともにお詫びいたします。申し訳ございませんでした。

これまで横浜北部および横浜南部出張所の管轄であった団地について、担当出張所の変更はございません。横須賀出張所管轄の団地が新たに横浜南部出張所の管轄に加わります。公社、保全協会ともども、引き続きご愛顧のほど、よろしく願いいたします。

記

- 1 訂正箇所 4 ページ目 横浜南部出張所担当区域
2 訂正内容 下表のとおり

誤	正
横浜市 西区、保土ヶ谷区(<u>東海道新幹線を境として東側の区域</u>)、港南区、南区、栄区(<u>東海道新幹線</u> を境として南側の区域)、中区、金沢区、戸塚区(<u>東海道新幹線</u> を境として南側の区域)、磯子区、鎌倉市 平成 21 年 4 月 1 日より、横須賀市、三浦市、逗子市、葉山町が加わります。	横浜市 西区、保土ヶ谷区(<u>桜ヶ丘共同住宅のみ</u>)、港南区、南区、栄区(<u>東海道線を境として南側の区域</u>)、中区、金沢区、戸塚区(<u>東海道線</u> を境として南側の区域)、磯子区、鎌倉市 平成 21 年 4 月 1 日より、横須賀市、三浦市、逗子市、葉山町が加わります。

以上